

地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直しについて

北海道の人口推計

二次医療圏	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
札幌	2,396,732	2,384,597	2,352,076	2,304,753	2,240,953
南渡島	359,223	332,064	307,907	283,545	259,252
南檜山	21,139	18,697	16,437	14,315	12,386
北渡島檜山	33,405	30,219	27,163	24,235	21,456
後志	198,888	181,807	165,556	149,947	135,072
南空知	152,486	139,452	126,573	114,129	102,289
中空知	99,784	89,725	81,282	73,211	65,625
北空知	29,694	26,397	23,588	20,950	18,518
西胆振	176,606	160,582	148,109	135,544	123,291
東胆振	205,748	197,079	188,536	179,321	169,602
日高	63,372	57,869	52,731	47,851	43,179
上川中部	381,296	362,128	344,317	326,061	307,281
上川北部	60,763	54,824	49,943	45,301	40,976
富良野	39,894	36,047	33,078	30,239	27,540
留萌	43,050	37,968	33,790	29,856	26,215
宗谷	62,140	56,334	51,488	46,788	42,225
北網走	208,460	193,299	180,197	166,942	153,668
遠紋	64,902	59,280	53,978	48,929	44,092
十勝	332,648	317,042	303,303	289,113	274,399
釧路	222,613	205,090	189,619	174,115	158,591
根室	71,771	66,566	61,885	57,217	52,607
合計	5,224,614	5,007,066	4,791,556	4,562,362	4,319,217

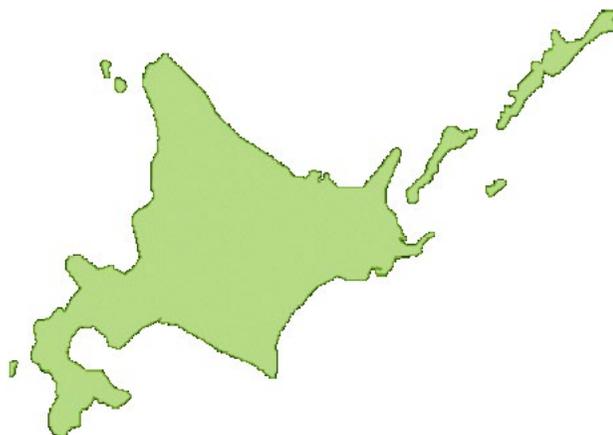
北海道の人口構造



第9期

北海道高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業支援計画

〔計画期間：令和6(2024)年4月～令和9(2027)年3月〕



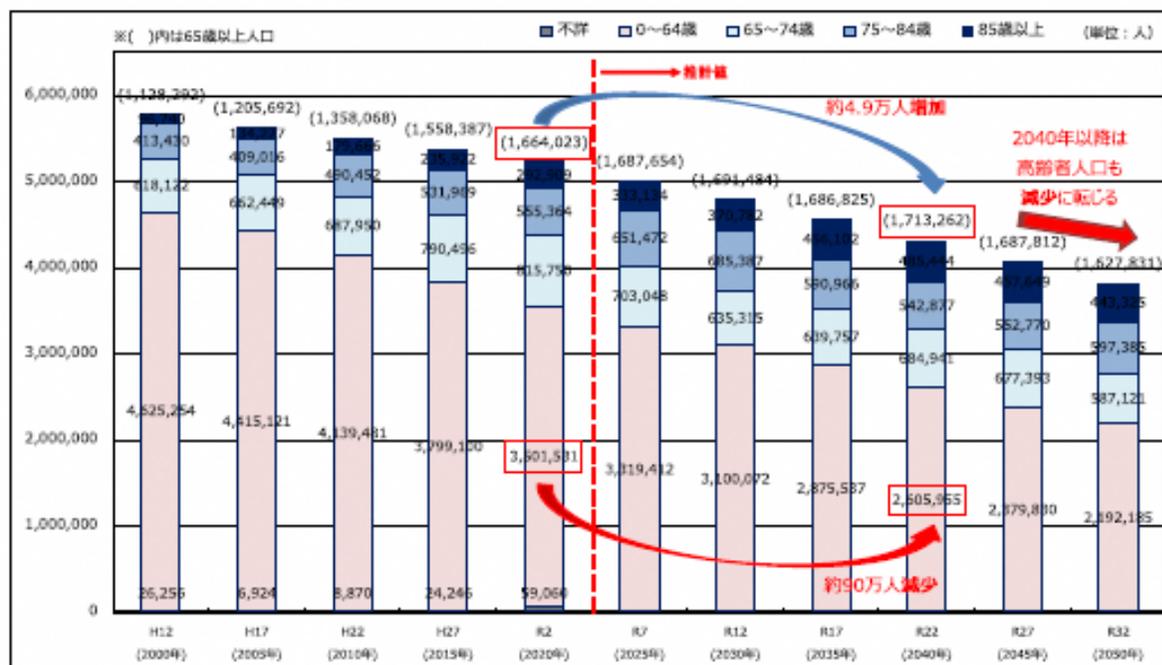
令和6年(2024)年3月

北海道

1 65歳以上人口の推移

- 国勢調査の結果を見ると、本道の65歳以上の高齢者人口は、平成12年(2000年)に100万人を超え、令和2年(2020年)には、1,664,023人となっています。
- このうち、「65～74歳人口」が815,750人、「75～84歳人口」が555,364人、「85歳以上人口」が292,909人となり、本道の調査結果としては初めて「75～84歳人口」と「85歳以上人口」を合わせた人数(848,273人)が「65～74歳人口」を上回る結果となりました。
- また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)には、65歳以上の高齢者人口が168万人を超える見込みです。
- 令和2年(2020年)と比較すると、令和22年(2040年)には、0～64歳の人口が約90万人減少して約260万人となる一方、65歳以上の人口は約4.9万人増加し、約170万人に達することが見込まれます。

図表1-1_【全道の人口の推移と推計】



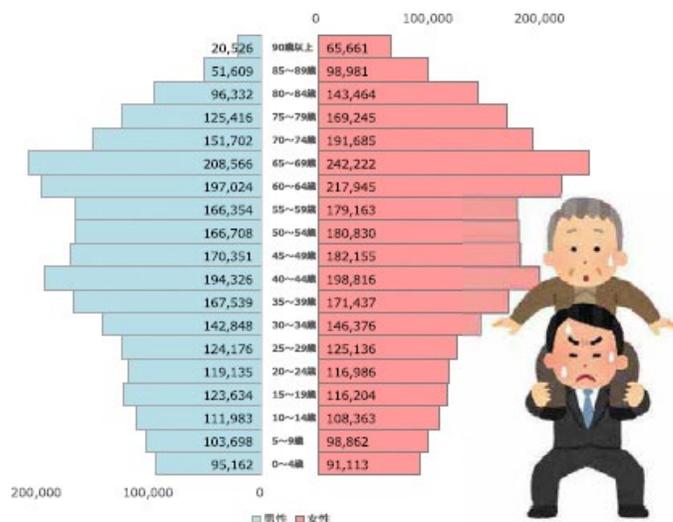
〔資料〕実数値：総務省統計局「国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

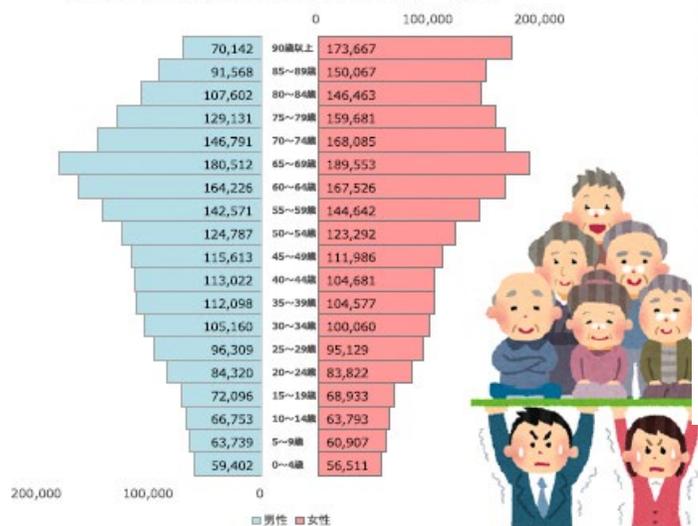
高齢化率の推移

図表1-2_【本道の人口ピラミッド】

人口ピラミッド_北海道_平成27年(2015年)

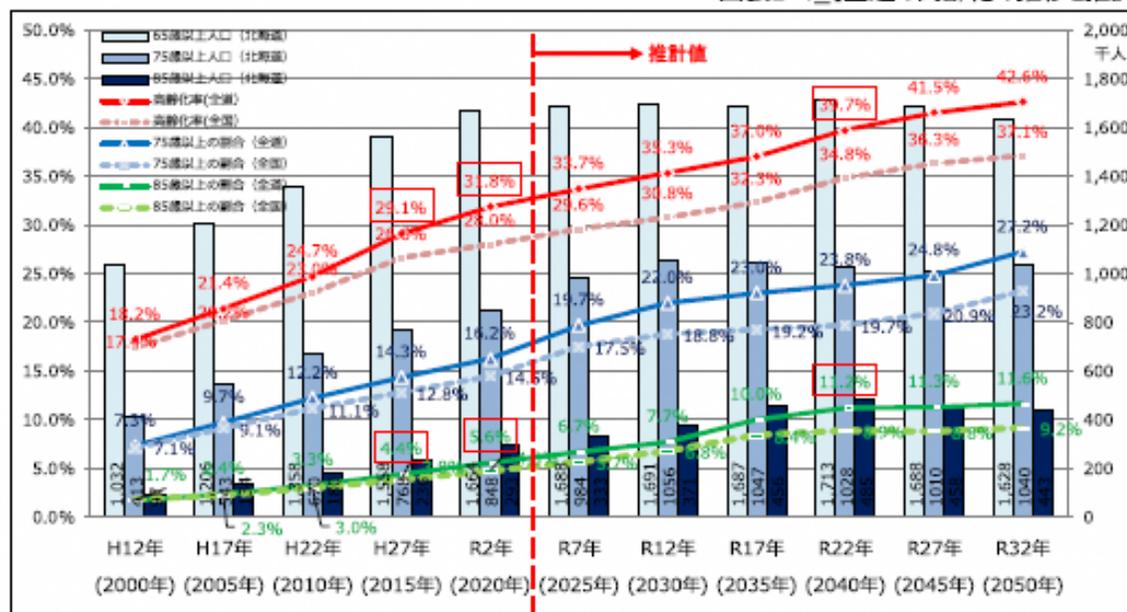


人口ピラミッド_北海道_令和22年(2040年) (推計)



- 本道の高齢化率は、平成27年(2015年)は29.1%(全国20位)でしたが、令和2年(2020年)には初めて30%を超え、31.8%(全国18位)となっており、令和22年(2040年)には39.7%に達する見込みです。
- 85歳以上人口の割合は、平成27年(2015年)は4.4%(全国26位)でしたが、令和2年(2020年)には5.6%(全国25位)となっており、令和22年(2040年)には11.2%となる推計です。

図表1-4_【全道の高齢化の推移と推計】



【資料】実数値：総務省統計局「国勢調査」

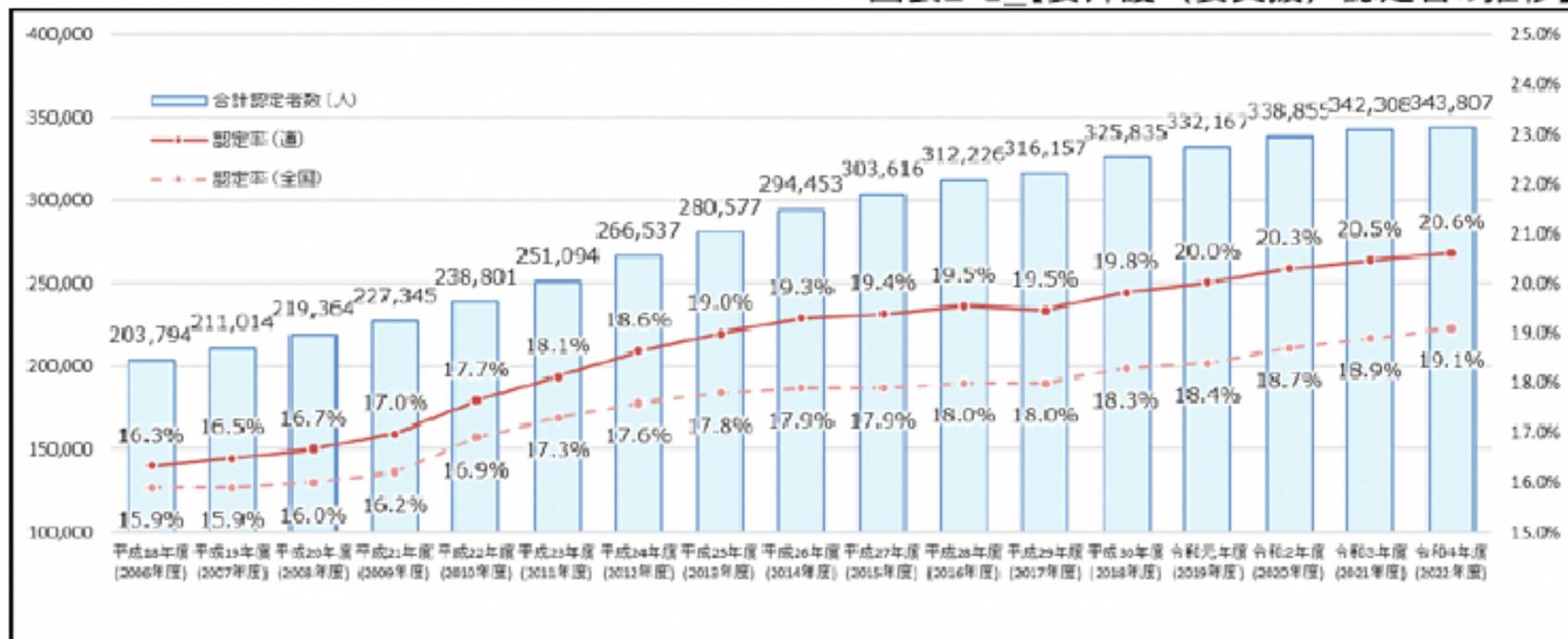
推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

要介護(要支援)認定の現状

1 要介護(要支援)認定者数の推移

- 本道の第1号被保険者のうち、令和5年(2023年)3月31日時点における要介護(要支援)認定者数は343,807人となっています。また、要介護(要支援)認定率(第1号被保険者に占める要介護(要支援)認定者の割合)は、20.6%となっており、年々増加しつつ全国を上回る率で推移しています。
- 令和4年(2022年)11月時点における、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した「調整済み認定率」を全国と比較すると、全国で5番目の高さとなっています。

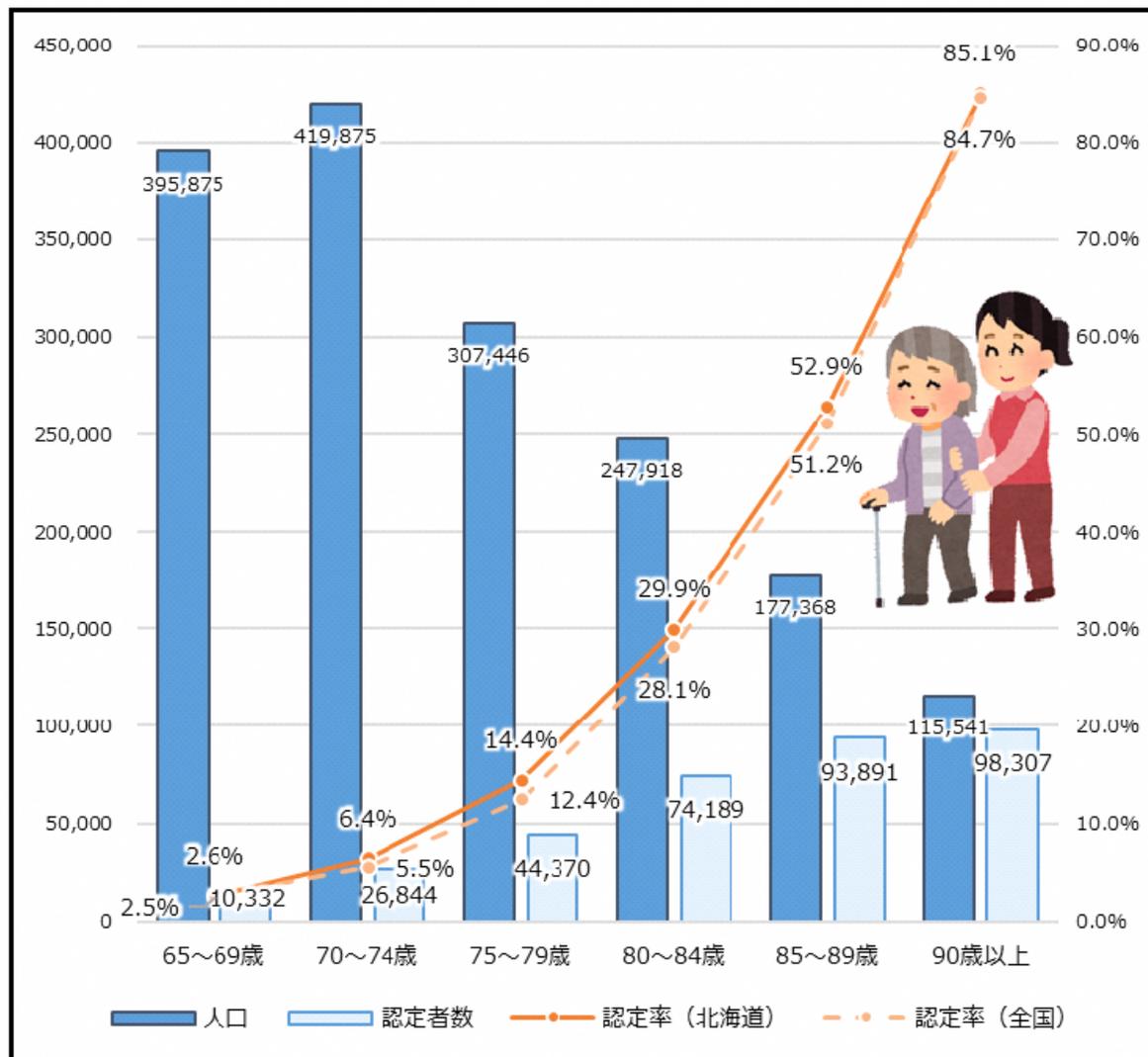
図表2-1_【要介護(要支援)認定者の推移】



[資料] 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

要介護(要支援)認定の推移

図表2-5_【65歳以上の年齢5歳階級別要介護認定率】



※ 認定率について、人口は「R2国勢調査」、認定者数はR5.9「介護保険事業状況報告」を用いているため、実際の数値とは差が生じる。

【資料】人口：総務省統計局「国勢調査」

認定者数：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(月報)

指定サービス事業所の状況(居宅サービス)

(令和5年11月末現在)

高齢者保健 福祉圏域	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	福祉用具貸与	福祉用具販売	短期入所 生活介護	短期入所 療養介護	特定施設	居宅介護支援
南 渡 島	119	6	50	8	0	76	0	30	29	45	0	25	157
南 檜 山	8	0	2	0	0	4	0	0	0	6	0	2	11
北渡島檜山	9	0	3	2	0	1	1	0	0	7	0	2	11
札 幌	758	15	413	55	93	305	3	121	114	119	1	100	582
後 志	73	2	21	10	10	37	3	13	12	24	3	10	77
南 空 知	37	1	24	6	16	25	0	11	13	18	0	17	48
中 空 知	19	3	8	2	3	12	0	5	4	15	0	13	26
北 空 知	8	1	4	0	0	6	0	2	2	6	0	4	16
西 胆 振	38	2	17	7	1	25	1	8	8	14	0	14	40
東 胆 振	60	3	18	2	4	26	1	11	11	17	2	10	55
日 高	26	1	8	2	3	12	0	9	9	10	0	2	30
上 川 中 部	224	4	59	13	15	55	1	31	31	37	0	32	138
上 川 北 部	19	1	5	2	0	7	0	7	6	9	0	4	22
富 良 野	12	0	5	3	2	7	0	2	2	5	1	3	15
留 萌	21	0	4	2	1	6	0	4	5	8	0	4	24
宗 谷	19	0	6	2	2	6	0	6	6	13	0	2	22
北 網	71	4	19	10	10	30	0	20	20	26	0	12	72
遠 紋	24	1	6	0	3	10	0	5	5	14	0	2	22
十 勝	84	5	26	18	19	47	2	21	23	46	1	20	99
釧 路	83	4	19	7	10	32	1	12	12	19	1	18	95
根 室	15	3	4	2	0	9	0	5	5	7	0	4	22
全 道 計	1,727	56	721	153	192	738	13	323	317	465	9	300	1,584

指定サービス事業所の状況(施設サービス)

(令和5年11月末現在)

高齢者保健福祉圏域	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
南 渡 島	30	12	5
南 檜 山	5	1	0
北 渡 島 檜 山	6	2	0
札 幌	100	61	14
後 志	19	11	4
南 空 知	16	11	3
中 空 知	14	7	0
北 空 知	5	2	0
西 胆 振	15	9	3
東 胆 振	16	9	3
日 高	10	2	0
上 川 中 部	25	16	5
上 川 北 部	9	3	0
富 良 野	6	2	2
留 萌	8	2	0
宗 谷	14	2	1
北 網	22	7	2
遠 紋	10	3	1
十 勝	26	16	1
釧 路	18	7	0
根 室	6	2	1
全 道 計	380	187	45

【道内 179 市町村】

令和7年1月末現在 訪問介護事業所数 : 1,728

訪問介護事業所が1つだけの市町村 : 65

訪問介護事業所がない市町村 : 14



近隣市町村に所在する訪問介護事業所においてサービスを提供

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 中間とりまとめ概要

2040年に向けた課題

- 人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① **「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化**
- ② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**
- ③ **介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**
- ④ **地域の共通課題と地方創生**

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
〔**配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供** 等〕
- ・**地域の介護を支える法人への支援**
- ・社会福祉連携推進法人の活用促進

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応・包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保。将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・地域における人材確保のプラットフォーム機能の充実等
- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

基準該当サービス及び離島相当サービスの概要

- 介護保険制度では、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準を満たした場合に、**指定サービス**としてサービスの提供を可能としている。
- また、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合においても、一定の基準を満たした場合に**基準該当サービス**としてサービスの提供を可能としている。
- さらに、指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においても、市町村が必要と認める場合、これらのサービスに相当するサービス（**離島等相当サービス**）として柔軟なサービスの提供を可能としている。

名称		提供する事業者	指定の効力等	保険給付
居宅サービス	指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者 ⇒ 指定基準を満たす事業者	全国	居宅介護サービス費
	基準該当居宅サービス	基準該当サービス事業者 ⇒ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準をふまえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者	市町村 (訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援)	特例 居宅介護サービス費
	離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり)	
地域密着型サービス	指定地域密着型サービス	指定地域密着型サービス事業者 ⇒ 指定基準（又は市町村の基準）を満たす事業者	原則として市町村 (利用者の経過措置あり)	地域密着型介護サービス費
	離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ地域密着型サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり) (地域密着型介護老人福祉施設生活介護を除く)	特例地域密着型介護サービス費

基準該当サービスの実施状況

資料 9

基準該当サービスの実施状況

- 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「**基準該当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 基準該当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、39都道府県・204保険者（全保険者の13.0%）。

基準該当サービスの提供までの流れ

- ① 都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める
→ 条例内容は、国が厚生労働省令で定めている基準をもとに、各自治体の実情等を踏まえて定める。
- ② 市町村(保険者)は都道府県の条例に基づき、指定要件(人員基準、設備・運営基準)の緩和内容をサービスごとに決定

【短期入所生活介護の場合】

従業者	・医師1人以上 ・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上 (定員20人未満の併設事業所以外は、うち1人常勤)	・医師は不要 ・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上 (常勤要件なし)
廊下幅	1.8m以上 (中廊下は2.7m以上)	車いすでの円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積	1人あたり10.65㎡	1人あたり7.43㎡

- ③ 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を開始

基準該当サービスの実施保険者数

実施保険者数		204 (13.0%)	
内訳	居宅介護支援	道内 1	46
	訪問介護	1 2	87
	同居家族に対するヘルパー派遣		0
	訪問入浴介護	2	28
	通所介護		34
	福祉用具貸与		18
	短期入所生活介護	3	99
	介護予防支援	3	23
	介護予防訪問入浴介護	1	6
	介護予防福祉用具貸与		14
介護予防短期入所生活介護	3	54	

(出典) 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和5年度介護保険事務調査(厚生労働省介護保険計画課調べ)

離島相当サービスの実施状況

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 R7.3

資料 9

離島等相当サービスの実施状況

- 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 離島等相当サービスの提供の流れや対象地域は以下のとおりで、実施保険者は、以下17都道県・27保険者（全保険者1.7%）。

離島等相当サービスの提供までの流れ

- 市町村(保険者)が地域独自の基準として、指定要件の内容を定める。

【離島等相当サービスにより緩和された指定基準の例】

訪問介護	・訪問介護員の配置基準を「任意」とする。 ・在宅で要介護3以上の同居者への家族介護をしている人を「みなし事業者」とする。
訪問看護	・看護職員の配置基準(常勤換算2.5人以上)を「常勤換算1.5人以上」とする。
短期入所生活介護	・医師、機能訓練指導員の配置基準を「任意」とする。 ・医務室の配置を「任意」とし、その他の設備は通所介護事業所の設備を活用することとする。

- 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、離島等相当サービスの提供を開始

離島等相当サービスの対象地域

離島振興対策実施地域(離島振興法)	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法)
振興山村(山村振興法)	沖縄の離島(沖縄振興特別措置法)
小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法)	
豪雪地帯、辺地、過疎地域等のうち、人口密度が希薄・交通が不便等によりサービス確保が著しく困難な地域で厚生労働大臣が定める地域	

(出典) 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和5年度介護保険事務調査(厚生労働省介護保険計画課調べ)

離島等相当サービスの実施保険者数、実施保険者

実施保険者数		27 (1.7%)	
うち、	ホームヘルプサービス	10	
	同居家族に対するヘルパー派遣	0	
	デイサービス	20	
	ショートステイ	8	
その他	3		
北海道	奥尻町 西興部村	山口県	萩市 岩国市
秋田県	上小阿仁村	香川県	高松市
山形県	酒田市	高知県	いの町
福島県	鮫川村	長崎県	長崎市 平戸市 五島市 西海市
東京都	檜原村 小笠原村		
新潟県	粟島浦村		
滋賀県	近江八幡市		
奈良県	下北山村	熊本県	天草市
岡山県	笠岡市 西粟倉村	鹿児島県	十島村
	広島県	三原市	沖縄県
		多良間村 竹富町 与那国町 沖縄県介護保険 広域連合	

介護人材の賃金状況の状況

介護人材の賃金の状況（一般労働者、男女計）

○ 介護職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっている。

		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	賞与込み給与 (万円)
産業別	産業計	43.1	10.5	38.6
	医師	40.0	6.1	92.3
職種別	看護師	39.9	8.2	41.6
	准看護師	51.5	13.4	34.4
	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、視能訓練士	34.3	6.9	35.6
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	52.8	10.5	34.5
	介護職員 【(C)と(D)の加重平均】	45.3	7.9	30.3
	訪問介護従事者(C)	48.4	7.1	29.9
	介護職員（医療・福祉施設等）(D)	45.1	7.9	30.4

【出典】厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」に基づき老健局老人保健課において作成。

注1)一般労働者とは、「短時間労働者」以外の者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

注2)「賞与込み給与」は、「きまって支給する現金給与額(労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額)」に、「年間賞与その他特別給与額(前年1年間(原則として1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス))」の1/12を加えて算出した額

注3)「介護職員(医療・福祉施設等)」は、医療施設・福祉施設等において入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事するものをいう。

注4)産業別賃金は「10人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、職種別賃金には役職者は含まれていない。役職者を含む産業計は、平均年齢44.1歳、勤続年数12.4年、賞与込み給与43.9万円

介護サービスの提供体制の確保に向けた課題と解決に向けた方向性

【最重要課題】 介護人材の確保

生産年齢人口が減少し、働き手の確保が困難となる中、公益財団法人介護労働安定センターが実施した「令和5年度介護労働実態調査」によると、**道内の事業所の約7割が「介護職員が不足している」と回答。**

介護人材の確保が重要かつ喫緊の課題。

(道内の介護職員の平均給与が、全国と比較して低い状況にあることや、広域分散・積雪寒冷といった本道の地域特性上の課題も)



地域特性や事業所規模に応じた適切な介護報酬の設定が急務



【規制改革要望】 人員配置基準の柔軟な取扱い

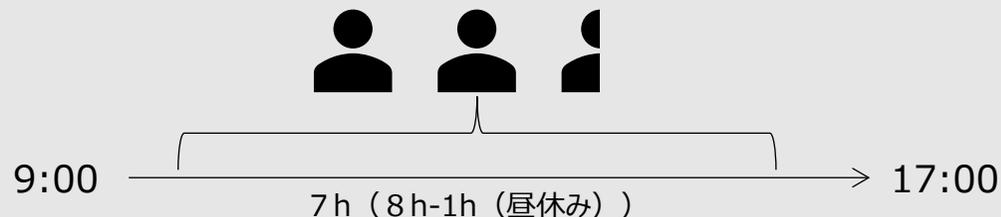
- ICT機器導入などテクノロジーの活用による人員配置基準のさらなる緩和・柔軟化
- 基準該当サービス・離島等相当サービスの活用に向けた制度の簡素化
- 国基準省令を都道府県条例で定める際の、人員配置基準における「従うべき基準」の見直し

基準該当サービスの見直しイメージ

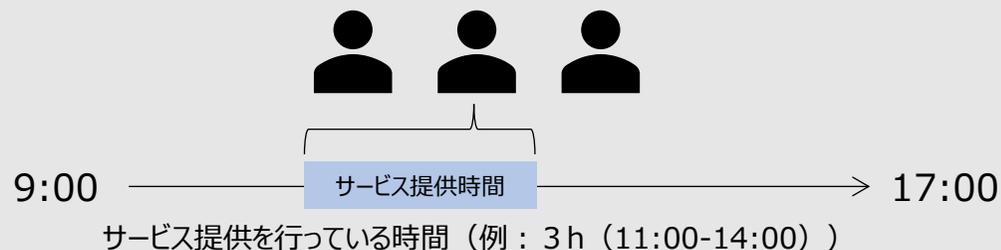
	人員基準
指定基準	常勤換算2.5人以上
基準該当サービス	員数として3人以上
地域事情に即した更なる基準緩和(案)	利用者数に応じた員数等 (例：利用者●人に対し▲人)

イメージ

- ・指定基準の場合、常勤換算で2.5人以上が必要



- ・基準該当サービスの場合、サービス提供時間に3人以上が必要
※指定基準に比べ緩和されるものの、利用者が1人でも3人以上必要となる



- ・人口減少地域等においては、利用者数に応じた員数へ緩和できないか
※利用者が少ない場合は、それに見合った基準へ見直し

